

実務経験証明書の記入要領

実務経験証明書は、施設又は事業所の長(代表者)等の証明権限を有する者から発行されたものを必ず提出してください。

勤務先の変更等により1か所で受験資格を満たさない場合は、それ以外の勤務先が受験資格に該当する施設及び職種であって、通算で受験資格を満たせば受験申込みができます。現在、職に就いていない場合であっても、過去に勤務実績があれば同様です。

なお、数か所の実務経験の通算で受験資格を満たす場合は、それぞれの勤務先ごとの証明書が必要です。

- (1) 実務経験証明書の様式は、県HP「令和6年度介護支援専門員実務研修受講試験(ケアマネジャー)」に掲載している電子ファイルをダウンロードするか、**別紙2**(p17)をコピーして使用してください。
- (2) 番号欄の記入は任意です。
- (3) 証明書の発行日は必ず記入してください。
- (4) 代表者氏名には代表者の職名及び氏名を記入し、使用する印は「職印(長の印)」を使用してください。原則として個人の印は認めません。
- (5) 「氏名」欄は、受験申込者の氏名を記入してください。
- (6) 「生年月日」欄は、年号及び生年月日を記入してください。
- (7) 「住所」欄は、受験申込者の現住所及び郵便番号を記入してください。
- (8) 「施設名又は事業所名」欄は、受験申込者の所属施設名等を記入してください。
- (9) 「業務従事期間」欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入してください。
- (10) 「うち業務に従事した日数」欄には、業務期間内において実際に業務に従事した具体的な日数(休日、病気、休職等で業務に従事しなかった日を除いた日数)を記入してください。
- (11) 「業務従事期間」欄及び「うち業務に従事した日数」欄については、原則として証明書発行日までの期間について証明してください。
ただし、実務経験被証明者が、発行日時点では受験資格を満たしておらず、試験日前日までに満たすことができる場合は、試験日前日(令和6年10月12日)までの業務従事期間(日数)について、見込証明をしてください。
見込証明となる場合は、表題の右に必ず「見込」と朱書きしてください。
- (12) 「業務内容」欄は、具体的に医師、看護師、〇〇施設生活指導員、〇〇事業所介護職員等と記入してください。
- (13) 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください(修正液等による訂正は認めません)。
- (14) 試験案内に定められた必要書類を添付してください。

※見込み証明となる場合はここに **見込** と朱書きすること。

実務経験証明書

万代総第1号
令和6年 7月15日

徳島県知事殿

所在地 徳島市万代町1-1
施設名又は事業所名 万代病院
代表者氏名 医療法人万代会
理事長 万代 松雄 **印**
電話番号 088-621-2247

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 氏名 | 徳島梅子 (生年月日：昭和59年 2月14日) |
| 受験者住所 | 〒770-0855 徳島市新蔵町1-67 |
| 施設又は事業所名 | 万代病院 |
| 業務従事期間 | 令和元年 5月 1日 ~ 令和6年 7月 1日(5年 2月) |
| うち業務に従事した日数 | 1,080 日 |
| 業務内容 | 看護師として看護業務に従事 |

- (注) 1 業務従事期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
2 業務内容欄は、実務経験被証明者の本来業務について、具体的に医師、看護師、〇〇施設生活指導員、〇〇事業所介護職員等と記入すること。さらに、具体的に施設種別等(特別養護老人ホーム、身体障がい者療護施設、老人デイサービス事業、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇等)を記入すること。
3 法令等に基づく免許、登録、研修修了証の発行を受けている者については、当該免許等の写しを添付すること。
4 その他、本試験案内に基づく書類を添付すること。
5 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められているので留意すること。
6 見込証明となる場合は、表題の右に「見込」と朱書きすること。

実務経験の算定について

| | | |
|--|---|---|
| 医師免許取得 ● ————— ————— <div style="text-align: center;">医 業</div> | 5年 →試験 | ○ |
| 薬剤師免許取得 ● ————— ————— <div style="text-align: center;">薬剤師法に基づく薬剤師業務</div> | 5年 →試験 | ○ |
| 薬剤師免許取得 ● ————— ————— <div style="text-align: center;">製薬会社での研究部門業務のみ</div> | 5年 →試験 | × |
| 介護福祉士登録 ● ————— ————— <div style="text-align: center;">特養生活指導員</div> | 5年 →試験 | ○ |
| 介護職員初任者研修（ヘルパー研修2級） ————— ————— <div style="text-align: center;">訪問介護員（ホームヘルパー）</div> | 10年 →試験 | × |
| 保健師 ● ————— ————— <div style="text-align: center;">対人援助に従事せず専ら事務業務</div> | 5年 →試験 | × |
| 保健師 ● ————— ————— <div style="text-align: center;">保健指導</div> | 5年 →試験 | ○ |
| 特養等の施設で介護業務 ————— ————— <div style="text-align: center;">（9年・無資格）</div> | 対象国家資格 ● ————— ————— 9年 (1年) →試験 | × |
| 医療機関MSW ————— ————— <div style="text-align: center;">（4年・無資格）</div> | 対象国家資格 ● ————— ————— (1年) →試験 | × |
| 看護師免許取得 ● ————— ————— ————— <div style="text-align: center;">看護業務（4年）</div> | 5年 医療機関MSW（1年） →試験 | × |

「相談援助業務に従事する者」の範囲

p2「3 受験資格」の(1)のイに定める「相談援助業務に従事する者」の範囲は次のとおりです。

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
- (2) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員
- (3) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
- (4) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員
- (6) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員
- (9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する主任相談支援員